

## 「貰い子」と家族と村落

—青森県下北郡東通村尻屋・目名の事例から—

### 林 研 三

#### はじめに

- 一 東通村の「貰い子」
- 二 「貰い子」をめぐる言説
- 三 「貰い子」と「名子」・「住込み奉公人」—おわりにかえて—

#### はじめに

本稿では下北地方での「貰い子」慣行を記述・分析するなかで、家族事象において血縁—非血縁関係が占める位置と機能について考察していく。「貰い子」とは、養子や里子と同様に実親から引き離された子が貰い受けた親のもとで養育されている子であり、通常はその労力は貰い受けた親や家に提供されていた。『事典 家族』によれば、「昭和初期まで偏僻の磯漁地帯では、養い子とも称し、幼児の養育・保護よりも、成長後の労働を目的として、他人の子を養う例も少なくなかつた。背後の農山村の貧農の男児を、食い扶持減らしのため四～八歳の幼いうちに貰

「貰い子」と家族と村落 —青森県下北郡東通村尻屋・目名の事例から—（林）

い受け、成育後はその地方における区切りとされ年齢 (二〇歳～二十五歳ぐらい) まで養家のために働かせ、その後の身の振り方は当人の自由にするという風であった<sup>(1)</sup> とされている。下北地方の集落でもこの「貴い子」が見られたことが報告されているが、多くはやはり七、八歳の時があるいはそれよりも幼少の年齢の時に貰われる場合が多かつたようである。実親の経済的事情なども作用していたらしく、その受け渡しに際しては金銭の授受もあつたといふ。

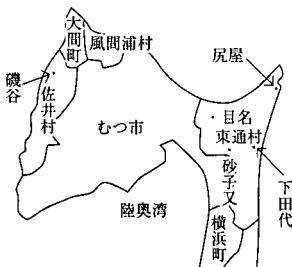
このような「貴い子」の事例や「貴い子」をめぐる従来の説明に関しては次節以下で詳述するが、ここでは何故この「貴い子」が家族事象にとって問題となるかを説明しておきたい。家族や親族が夫婦・親子関係を基軸とする事象であるとすれば、そこには血縁関係が大きな比重を占めてくることは容易に理解されよう。「血のつながった親子」、「血を分けた兄弟」、あるいは「本当の親子」といった言説は、血縁関係を基本とする親子関係の存在を前提としていることは言うまでもない。この血縁関係の有無が親族の範囲に影響を与え、且つ親密な感情を当然醸し出すものとされてきた。

だが、果たしてこの生物学的な血縁関係の有無（生物学的血縁関係の濃淡）が直ちに家族や親族を構成してきたのであるうか。かつて D·M·シュナイダーはアメリカの家族・親族を考察するに際して、the order of nature と the order of law を区別し、その双方の組み合わせで kinship が構成されるとした<sup>(2)</sup>。しかし、その後のシュナイダーへの批判は、様々な事例からこの区別自体の普遍性に疑問を提示してきたし、生殖補助医療技術の恩恵を享受できる今日では、もはや生殖から離れる関係は、the order of nature の世界に限定された being な関係に止まらないとの指摘もなされている<sup>(3)</sup>。何より the order of nature とは生物学的な血縁関係、身体構成要素 natural substance

とも言わるものであり、そういうた血縁関係は人為的な操作を受けつけないという意味で being な関係となる。それに対しても夫婦関係等は両者の合意によつて形成されるので the order of law の領域に屬し、doing な関係となるのである。

「貰い子」は勿論実子ではなく、多くの場合は貰う親との親族関係もない。血縁関係が欠如している者が、ともに一つの家屋内で寝起きをともにする。これをどう家族や親族のなかに位置づけるかについては、有賀喜左衛門の次のような指摘が参考になろう。有賀によれば、「貰い子」とは「後取養子以外の養子」であり、「戸籍の上では実子にして入籍する場合もあれば、単に同居人として取り扱われる場合もあるが、総じて今日は後者の方が多いのは」<sup>(5)</sup>幼年から養取し難い理由が多いからであつて、とにかく何れにしても家の子として貰い受けるのである。これらはたいていは家の働き手として使用する心算で養取したのであるが、なお子のない家などでは男の子はもらって別家させたり、女の子は嫁にやるという風もあつたが、それは子方を多くしようという心持から出たことであるから相去るところ遠いものではない<sup>(6)</sup>。そして「外見ではちがつて見える捨子、年季奉公、身売、まびくこと、里子など」という事柄が、その当事者の生活意識を辿つて行けば非常に関連したことであつた」としている。

有賀の「生活意識」とは、「生活に存する心持とか考え方とか観念とかいうほどの意味であるが、生活意識とはその社会が持つ組織や各種の生活条件から滲み出て来るもの」<sup>(7)</sup>である。すなわち、別々の慣行において内面化されている生活意識は一つのまとまりもつて存在する。その表出形態は生活条件によつて異なることはあり得るが、その現実の生活の中から学ぶ」とによつて当該の生活意識は会得される。「貰い子」という現象も、それが存した村落社会での生活条件や生活から理解することによつて、はじめてその意味が理解されるのである。そうは言って



図(1) 下北半島の市町村(平成17年3月にむつ市、川内町、大畠町、脇野沢村が合併し、新むつ市が誕生した。)

# 一 東通村の「貰い子」

も、「貰い子」は、例えば本稿の対象地の一つである青森県東通村尻屋集落では、昭和五七年を最後として存在していないし、同村目名集落ではそれよりも早い時期に消滅している。しかしながら、かつて「貰い子」であった者のうち現在もこれらの集落に居住し続けている者もいる。本稿ではその事例の一部を分析する一方で、かつて「貰い子」が存在した時期の当該集落についての調査報告書を参考にした。これらの調査報告書は「貰い子」のみを記述しているわけではないが、そこでの「貰い子」についての記述を引き出していくと、当時の「貰い子」についての共通する言説が浮かび上がる。そしてそれらが当時の報告者の家族観を影絵のようにその背後に漂わせているのである。本稿ではこの当該調査報告書の家族観と実態としての家族の乖離を指摘し、あわせて後者が当該集落の構造にどのような関与しているのかについても若干ながら言及したい。

「貰い子」については全国的な分布状況が報告されているが、その一方で青森県農漁村の社会構造の特性からも考察されてきている。全国的には、下北地方だけでなく、山形県酒田市飛島、三河湾の日間賀・佐久島、山口県羽島、新潟県・佐渡の外海付においても、モライコや「養子」として報告されている。下北地方においては、東通村だけでなく西通りの佐井村においても、「貰い子」はよく見られたという。同村の磯谷集落では「もらひ子は津軽の油川付近からたくさん来たものである。たいていは農家の子女であった。大せい子供があつて食いかねると、

七つ八つの時から送られてくる。川崎船に乗せられてやつて来るのである。漁業の仕事は農業ほど力仕事がなかつたし、魚が十分たべられるから子どもにもらわれて来ることはそれほど苦痛ではなかつた」と述べられている。<sup>(8)</sup>

また、馬場進八は下北の「半島内諸部落に於いては從來「貰子」たる養子が極めて多い」とし、「養子は西海岸地方の部落に於いては津軽半島（主として東津軽郡）より、東通諸部落に於いては津軽、三戸、上北郡の農村部落の比較的生計の豊かならざるものより求むるものであり、その年齢は、七、八才即ち小学校入学前後のものであつて、必ずしも男児たるの制限はない。貰子たる養子は養家の家族として部落の小学校に於いて義務教育をうけるものであるがその間実子に於けると同様に養育せられ、同様に家庭の雑用に従わせしめられたことは部落一般の習俗である」と述べている。

さらに、宮本常一の報告によつても、明治七年の東通村下田代集落においては在住九戸のうち五戸に九名の「貰い子」がいたとされている。同じ内陸部の集落である東通村砂子又でも「養子」（貰い子）の数は少ないが、皆無ではなかつた。例えば「畠中金作家は養子を二人おいていた。泊というところから来ていた。今も一人おいている。今いる養子はカラフトで生まれたが、兄弟が多くて生活がむつかしいので、畠中家にもらわってきた。その姉は畠中家の実子の妻になつていて。畠中家にきたのは七歳であり、現在（昭和三九年）二一歳になつていて。家族と何ら区別はないし、嫁も畠中家としてもらつてやることにしている」。

これらの報告にも見られる「実子に於けると同様に養育せられ」や「家族と何ら区別はない」との説明については次節以降で言及することにして、ここでは今までのところ参考し得た東通村役場による「貰い子」についてのデータを見ていくたい。

表(1) 集落別里子数

集落名	届出		その他		計	集落名	届出		その他		計	
	男	女	男	女			男	女	男	女		
岩屋	2	2	0	2	6	蓑部	0	1	0	0	1	
砂子又	6	0	0	0	6	目名	0	0	1	0	1	
猿が森	0	2	0	1	3	野牛	0	0	1	0	1	
白糠	6	0	2	0	8	尻勞	0	0	1	0	1	
老部	2	0	0	0	2	田代	0	0	1	0	1	
鹿橋	2	1	1	0	4	上田屋	0	0	1	1	2	
入口	1	0	0	1	2	石持	1	1	0	0	2	
小田野沢	0	2	0	1	3		計	20	9	8	6	43

(昭和35年12月末日)

表(2) 年齢別里子数(昭和36年1月1日現在)

	総数		0~4歳		5~9歳		10~14歳		15歳以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数	20	9	0	0	0	3	11	4	9	2

(表(1)・(2)は「ひがしどおり村勢要覧」(1961)より)

表(3) 集落別里子届出数

	届出によるもの		その他		計
	男	女	男	女	
昭和35年	20	9	8	6	43
36年	18	11	0	0	29
37年	21	11	0	0	32
38年	20	11	0	0	31
39年	13	12	0	0	25
岩屋	4	2			
砂子又	1	1			
白糠	3	2			
鹿橋	2	1			
入口		1			
小田野沢		2			
石持屋	1	1			

表(4) 年齢別里子数

	0~4歳		5歳~9歳		10歳~14歳		15歳以上		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
昭和36	0	0	2	2	10	8	6	1	29
37	1	1	5	3	9	6	6	1	32
38	1	1	5	3	9	6	5	1	31
39	0	1	5	3	5	6	3	2	25
40	1	1	5	3	8	6	6	1	31

(表(3)・(4)は「65 村勢要覧(東通村役場)」)

表(1)・(2)は一九六一年「ひがしどり村勢要覧」に掲載されていた数字を表示したものであり、表(3)・(4)は東通村の「65 村勢要覧」に掲載されていたものである。ここでの「届出によるもの」と「その他」の区別については不明であるが、前者が制度上の里子であるとすれば、後者は里子制度を利用することなく当該集落の家々に居住していた子ということになるかもしれない。こういった点以上に曖昧である点は、これらの表での数字そのものである。これらの中のなかでも一致しない数字があり（表(3)の昭和三九年の総数と集落別の数字の合計）、さらにこれらによると昭和三五年には「貰い子」（里子）は尻屋では〇人、目名では一人、昭和三九年には尻屋では一人、目名では〇人ということになる。しかし『東通村史』によれば、尻屋で「貰い子」がいなくなつたのは前述の通りであり、目名でも後述の如く昭和三〇年代には少なくとも一人の「貰い子」を確認している。

昭和三〇年代以前の資料については、『青森県農地改革史』や尻屋についての各報告書に依拠するしかない。昭和二七年刊行の『青森県農地改革史』では「現在尻屋の貰い子は届出でられたものは八名」とされ、目名集落でも「現在届出られているものが四十名である」とされている。各種の報告書から見られる尻屋集落での大正期から昭和前期の「貰い子」数をついてまとめてみると、以下の表(5)のように整理できる。

表(5) 尻屋の「貰い子」数

	男	女	計	尻屋人口(参考)
大正11年			98名	明治22: 229
昭和5年(a)	45	18	63名	
昭和6年(b)	42	22	66名	昭和12: 478
昭和27年(c)	10	12	22名	
昭和28年(c)			28名(+配偶者1+子1)	
昭和32年(d)	4	12	16名	昭和32: 791

(a) 堀経夫他「青森県尻屋部落経済制度一般」(昭和6年 仙臺財團法人斎藤報恩會學術研究總務部出版)

(b) 田村浩「農漁村共産體の研究」(昭和6年 奏文館)

(c) 盛田稔「青森県尻屋部落における特殊慣行について」(昭和29年 青森県農業研究所報告二)

(d) 竹内利美「下北の村落社会」(昭和43年 未来社)

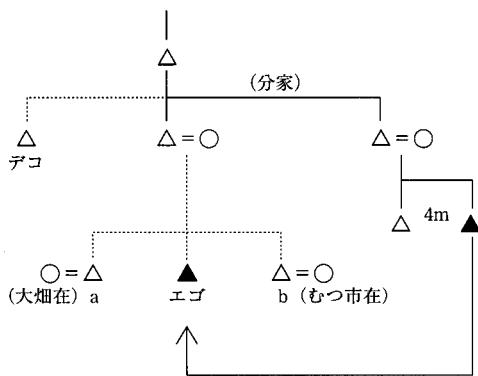
上掲の表(2)・(4)からは、「貰い子」の年齢の傾向が読み取れる。すなわち一〇歳(一四歳までの年齢の子供)が比較的多く、その前後の年齢層は少ないが、ここで注目されるのは、昭和三六年には〇~四歳の「貰い子」は皆無であったのが、昭和三七年には二人が届け出られていることである。これが新たな「貰い子」の発生か、それ以前からの「貰い子」の届出かについては不明であるが、いずれにせよ、〇~四歳や一五歳以上の年齢の「貰い子」がいたことは確認できるであろう。さらに性別では男の「貰い子」のほうが多いことが知られる。また、表(5)からは大正末期から昭和初期にかけてが「貰い子」が当時の尻屋人口に比しても多かつたことが知れるし、表(4)からは昭和四〇年には前年よりも増加している様子がみてとれる。

さて、以下本節では目名集落での「貰い子」の事例を記述していこう。目名集落は東通村の内陸部に位置する農村である。古くから目名神樂が伝わり、当地の目名青年団(現在は目名神樂会)がこれを継承してきている。むつ市にも地理的に近いので、現在の目名集落は同市への通勤圏内にある。旧来は目名本村に居住した三八戸が共有山林を所有していたが、現在はその三八戸(うち三戸は分家が権利を継承)は目名生産森林組合を構成している。戦後の開拓期には目名からも分村が輩出し、現在の高間木や向坂・向野などの集落が形成された。これらのう

事例1 エゴ（話者 ▲ 大正9年生 むつ市出身）

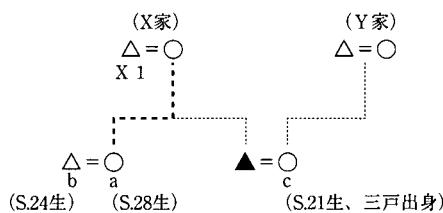
「貰い子」と家族と村落

—青森県下北郡東通村尻屋・目名の事例から—（林）



デコと呼ばれていた子は室蘭市出身であり、最初は隣家に貰われてきたが、「しばしばたたかれるの見て」、エゴの祖母が引き取った。21歳の時徴兵検査のため生地である室蘭にかえされたが、その後当地に送りかえされてきたという。エゴの家ではこれを再び受け入れた。デコは推定50歳頃に死亡し、遺骨はエゴの家の墓に入れている。さらに、エゴの家ではデコ以外にも a と b の「貰い子」がいた。ともに津軽出身あり、結婚後はそれむつ市と大畠に居住しており、むつ市居住の b とは現在もツキアイがある。

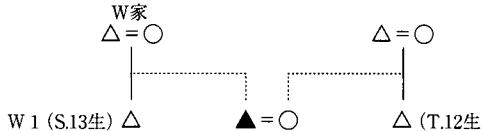
事例2 エゴ（話者 ▲ 昭和22年生 むつ市出身）



エゴはむつ市の生まれであるが、幼少期に X 家に貰われてきた。養子である a とは「キョウダイのように育った」。昭和44年に Y 家の「貰い子」の c と結婚し、約 1 年間は X 家に夫婦で同居していたが、その後にむつ市に移転し、昭和50年頃に当地に戻ってきた。現在の宅地は「X 家から貰った」。婚姻時の親として役割は X 1 がした。実のキョウダイとのツキアイはほとんどないが、実親の葬式には行った。

ち向野集落の形成は早く、かつその居住戸数も多かつたので、昭和三〇年からは行政上も独立した一集落とされてきた。<sup>(12)</sup>ここで取り上げる事例は目名本村での三例と高間木集落の一例である。<sup>(13)</sup>

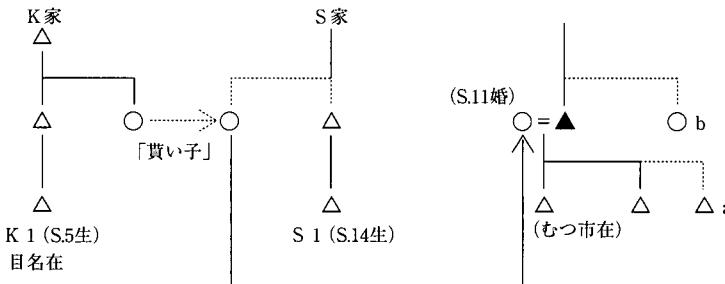
事例3 エゴ（話者 ▲ 昭和7年生 妻は昭和8年生で三戸出身）



エゴもその妻も目名在住家の「貰い子」である。エゴの親は福島県出身でこの地で「炭焼き」をしていた。エゴは3歳の時にW家に来た。「20歳でもどす」という親と親の約束であったが、昭和29年に結婚した後も約8年間はW家にいた。昭和36年11月に現在の高間木に移転した。このときW家から田3反、原野9反と15坪の家屋敷を分与された。

（竹内利美『下北の村落社会』（後出）ではエゴはW家の養子分家として記されている。）

事例4 エゴ（話者 ▲ 大正6年生 妻は大正6年生）



エゴの妻はK家の生まれであるが、同じ目名在のS家に貰われ、そこから嫁に来た。bは戦前の「貰い子」で、5、6歳の頃来て22、3歳で結婚するまでいた。エゴにとっては妹のような存在で、目名在住の家の二男と結婚して、現在は隣地区の向野に居住している。aはサハリンで生まれ、実母は死亡した。終戦直後、津軽の五所川原からエゴがa（当時7歳）とその弟（当時4歳）を連れてきた。弟は近隣の家に貰われた。aは7、8年間この家にいて、自衛隊に入り、現在は福島県に居住している。その弟も自衛隊に入り、現在は北海道・千歳市にいる。

事例1での「デコ」の話は『東通村民俗調査報告書 第6集』（東通村教育委員会 昭和六二年）にも掲載されているものであり、エゴ（話者）よりも一〇歳程度年上であった。さらにこの事例でのエゴも養子であつたが、当人は「俺も貰い子であつた」と述べていた。事例2でのエゴ（話者）は昭和二二年生まれで幼少期に貰われてきて昭和四四年に結婚したとされているので、少なくとも昭和三〇年代にはここに居住する「貰い子」の一人であつたことになる。この点が前掲の表(3)の数字と矛盾しているように思われる。この事例でも「貰い子」ととに養子が存在し、「キヨウダイのように育てられた」とはその双方から聞かされた説明であつた。事例3の「貰い子」は当地で「炭焼き」をしていた者の子であり、その妻も青森県三戸郡出身で当地に貰われてきた子であつた。現在の居住地である高間木に移転する際には土地と家屋などの分与を受けていたが、竹内利美は当該家をW家からの「養子分家」<sup>(14)</sup>としている。高間木移転の際の財産分与は分家時に相当するものであり、且つ事例1や2での当事者における養子と「貰い子」を区分する意識の希薄さ等を考慮すると、竹内の言う「養子分家」という記述もあながち間違いとは言い切れないかも知れない。

事例4のエゴの妻では目名集落内で生まれ、目名集落内の他の家に貰われた後に、その家から婚入してきた。さらにつきこの事例のbは成人後は同集落内で婚姻している。「貰い子」は必ずしも他集落や他村から貰われてきた者だけではないし、成人後もこの地に居を構えたり、結婚する者もいたことが知れよう。またaは戦後の事例であるが、どのような経緯で貰つてきたかについては不明確な点がある。しかし、エゴの説明からは、aらの母親から直接貰い受けたのではなく、仲介者がいたことが知られている。aは上記のように自衛隊に入隊したが、エゴの実子（長男）も自衛隊員であつたことを付言しておこう。

これらの事例では「貴い子」であることは比較的たやすく認められていたが、当地におけるすべての場合がそうであつたわけではない。現在では「貴い子」であつたことや、かつて「貴い子」を養育していた事実そのものを隠す傾向も見られた。前者の場合は親族語彙を用いて、例えば当該者を「～のオバであつた」との表現をし、後者の場合には、養育当事者がすでに亡くなっていると、その配偶者や子孫が当該事実が知られるのを拒否する傾向も見られた。これらの「貴い子」に対する態度の差異は当事者の有する家族観とも関連すると思われるが、この点については戦前から戦後にかけての調査報告書での「貴い子」についての記述が参考されるべきであろう。これらの記述から「貴い子」の家族内での位置づけやその報告者の有している家族観を抽出することが可能であり、当時の我が国での家族観を一端を知ることもできよう。

## 二 「貴い子」をめぐる言説

前節では目名集落での「貴い子」の事例を参照したが、これらの事例はおむね戦後の事例である。「貴い子」が最も多かったのは明治末から昭和初期にかけてであるので、この時期の調査報告書での「貴い子」についての説明に注目してみたい。「貴い子」についての説明は、それらが存する集落の説明のなかで語られる場合が多い。特に下北地方の場合は、尻屋集落についての報告が戦前が多く、「貴い子」についても尻屋での説明が多かった。本節ではこれまでの尻屋集落についての報告書のなかから「貴い子」についての言及を引用していこう。周知の如く、尻屋集落の様子が注目をあびることになったきっかけは、大正一年六月五日の特務鑑「勞山号」の尻屋崎沖での座礁とその後の乗組員の尻屋滞在である。この間にこの集落での慣行を乗組員が見聞し、それを「共產部落」

として新聞に紹介したのが最初であったと言われている。その後昭和二年には東北大学の中川善之助や堀経一郎の、昭和六年には田村浩による調査が行われた。戦後は馬場進八や盛田稔らの調査報告がある。それぞれの尻屋集落の捉え方は異なっているが、何れも尻屋集落に特徴的な部落統制の強さや部落会、年齢集団である「三餘会」、漁業組合の詳細な規約に注目しているし、「貰い子」についても等しく言及されている。以下ではこれらの調査報告書と最近の報告書に表れている「貰い子」についての説明を、多少長くなるが引用してみよう。

(1) 堀経夫他「青森県尻屋部落経済制度一般」（出版年等は前出の表(5)参照）

「部落には現在同居寄留者即ち所謂「貰子」のゐない家はないが、これを部落備付の寄留簿によつて調査してみると次の結果を得るのである。寄留簿は大正十一年の作製になり、退去者をも含めて総数九十八名記載されてゐる。その原籍地別による人数をみれば、

下北郡三十六 上北郡十四 三戸郡二 東津軽郡三 西津軽郡三 南津軽郡四 北津軽郡八

中津軽郡八 青森市三 北海道九 島根富山秋田岩手県等八

となる。而して右の中退去者を引き去るときは昭和五年三月現在にて寄留者総数六十三名となるのである。その男女別は男四十五、女十八である。」（一七頁）

「此等の同居寄留者の出身地は既に述べた如くであるが、十一歳位の者に対しても大抵一人につき二十圓乃至三十圓、十三四歳の者に対しては五十圓乃至六十圓の程度の報酬を支払つてゐる。多くは実家に何等か不幸なる事情のある者であつて、部落ではこれを実子と同じように待遇してゐるのである。以前は年齢に応する報酬規定があったそうであるが、今は無い。而して此等の同居寄留者は徵兵検査後一、三年たてば夫々実家に帰るのであつて、その際には相当支

「貰い子」と家族と村落 — 青森県下北郡東通村尻屋・日名の事例から — (林)

度をさせて帰すことになつてゐる。」（三五頁）

(2) 田村浩「農漁村共産體の研究」（出版年等は前出の表(5)参照）

「借り子はこの地方では養子ともいわれ、七才から十才位の子供を津輕、三戸、上北等の地方より普通の雇庸関係に依らずして戸籍外に寄留させる預り子の意味である。借り子は多く貧しい家の者であつて義務教育を終えない者に対しでは部落の学校に就学させ、また卒業後には補習教育をも授けてゐる。男は徵兵検査まで女は嫁入りまで、家族員と同様に養育する、二十一才を以て親元に還るが中には部落に嫁入する者もあるという。本来の家族員と異なるのは青年団に入所し十五才以上四十二才の青年男子によつて組織されている三餘會員たることを許されるも、三餘會の會長又は副會長たる資格を与えられてはゐない。十五才からは男女共に家族員同様に共同漁獵をなし人頭割の配當を受ける。借り子の数については制限されていないが、一家族に男女各二名以下が普通となつてゐる。借り子の出入りを明らかにするために寄留簿がある。大正二年以来十八年間に二十一才となつて退去した者が十二名ある。借り子は寄留届をなして一ヶ月を経なければ家族と同等の共有漁業を受くることはできない」（二〇頁）

(3) 中川善之助「尻屋部落」（『法学協奏曲』（河出書房 昭和二一年）所収）

「漁撈するのも十五歳から七十二歳までの男であり、分配も之等の者を基準としました共同販売に賣品として提出し得る数量も斯る男子の数に比例するのであるから、こうした働き手は実に家の支柱である。従つてもしそれが不足して來ると家計は困難になるので何処の家でも他から養子を入れることになつて居る。

恐らく太古には養子とか雇人とかの区別が概念上そうはつきりしたものではなかつたろう。家の者は働く者、働く者は家の者と考へられ、たゞ家の者の中には血の続いた者とそうでない者、難しく云えれば家族中に血縁に依る家族と擬制

による家族とがあると観念せられたであろう。この雇人とも養子ともつかない身内の様な他人の様なものがこの尻屋の所謂「養子わらし」の中に窺はれる。

「部落では之を眞の養子と同じく家族と見て一切の権利義務を与えて居る。家に於ける生活も奴僕の生活ではなくて立派に家族たるの待遇をうけて居るという。」

「養子わらし」の生家は殆ど問題とせられない。大抵は仲介人の手で津軽地方から連れられて来る。この仲介人に払う世話料は、最近の例によれば、十一歳で百二十圓、十二歳で百八十圓だとあるから相当に人身売買的色彩を有つて居る。一軒で二十人も三十人もそうした養子をしたら困るだろうと思つて何か制限はないかと聞いて見たがそれは思ひもかけぬことらしかつた。尤も世話料がそう高くてはこれも実際には困難であろう。で唯一つ現に行われてゐる村の制限は十五歳以上の即ち直ちに働き手となり得る者を迎えることの禁令だけである。」（三四一～三四三頁）

(4) 馬場進八「部落慣行並びに制度」（戸田貞三・鈴木榮太郎編『家族と村落』第二輯（昭和一七年 日光書院）所収）

「養子は西海岸地方の部落に於いては津軽半島（主として東津輕郡）より、東通諸部落に於いては津軽、三戸、上北郡の農村部落の比較的生計の豊かならざるものより求むるものであり、その年齢は、七、八才即ち小学校入学前後のものであつて、必ずしも男児たるの制限はない。養子たる養子は養家の家族として部落の小学校に於いて義務教育をうけるものであるがその間実子に於けると同様に養育せられ、同様に家庭の雑用に従わせしめられたことは部落一般の習俗である。」（二七七頁）

「如斯部落の慣行たる貰い子には「養親並にその家族と養子との関係は雇用関係なりや」の問題が存する。」

「雇用關係なりとし経済的要因を強調するものは、十数年間の児童教育に対し、其間の養子の労働を対価として考察するものであろうが、七、八才より二十一才前後までの比較的生産的には重要な役割を果たしづる時期にこれの養育

「貰い子」と家族と村落 —青森県下北郡東通村尻屋・日名の事例から—（林）

をなし、生産面に活躍すべき成年以後に於いて当人の自由放任せられる事実は、経済的雇用の効果を充分に遂げ得るものとは考えられない。

貰子養子は適齢期に到れば将来の生活方針を立てそれにしたがつて行動し得る自由を得るのであるが、これは美子たる二、三男が成年に於いて自由を認められる事実と殆ど異なることはない。」（二七八頁）

「かかる僻遠地に於ける小部落の孤立生活の寂寥感が部落民をして育児の欲望を起させしめ又生計困難なる者に対する同情の発露となりこれが一族の繁栄を企画し近親者を求めるとする人びとの社会性と相呼応して貰子の事実が発生し慣行として継続せしめられるに到つたのである。」（二七九頁）

(5) 盛田稔「青森県尻屋部落に於ける特殊慣行について」（出版年等は前出の表(5)参照）

「民法上の相続養子に非ざる所謂養子即ち貰い子は漁村に多く、妻子が何人もあるのに、更に養子をする慣行を有する地方は各地にある。例えば佐渡の外海府のヤウシゴ、山形飛島のナンキンコゾウ等がそれであり、その家族員若しくはそれに準ずる待遇を受け労働源である外に人頭配分に与つた。

尻屋に於ける「かり子」「養子」「養子わらし」と称するのも全く同一のものであり、最近は自村内の子女を血縁関係により世話をしている者のあるが元来は他町村から孤児又は親の養育し兼ねる子供を若干の謝礼を以て貰い受け、全く実子同様に育て、教育を受けさせ、一五才になれば家族同様漁業上の労働に従事し、一人前の分前に与り、村民からも一人前の村民として認められているものである。

彼等が本来の家族員と異なる所は唯一つ、三余会の会員になれるが、その会長、副会長になれぬと言うだけであり他に何等の差別待遇はない。

尻屋のかり子の制度は家族労働を主体とする地先沿岸漁業に於ける労働源として又平等なる人頭割を受ける収入源と

しての経済的理由によつて生まれ出でたるものである。

かり子及び性別については別段の制限はないが漁業の特性上從来は男子は女子の二倍に達していたようであり、昭和の初めから一〇年頃迄は総数六〇乃至七〇名程度に達していたが、最近は漁業不振と相まって減少の傾向にあり、昭和二七年で男子一〇名、女子一二名と性別も大体相半ばするようになつて來た。昭和二八年一〇月現在では総数二七名、外にその配偶者一、子一である。」（一一頁～一二頁）

「かくしてかり子は、昔は男子は徵兵検査迄、女子は嫁入迄家族同様に待遇され、その後は本人の意志に従つて他へ移住する事も出来るが又家族中に生涯止まる事も出来る。

かり子が該家族を離れる場合には、かり子自身の財産は勿論相当の資産を分与されるという。かり子の性質如何については問題があると思うが単なる雇庸労働者でもないし、又所謂民法上の養子ではない。その待遇の面に於いて殆んど血族的親近感をもつてゐる点などよりして一種の擬制的親子関係と目すべきではなかろうか。：私は本制度は一種の擬制的親子関係ではあるがそれは一面労力補充の意味を多分に持つものである事は依然として否定する事は出来ない事実であると考える。」（一二頁）

#### （6）宮本常一「私の日本地図 3 下北半島」（昭和四二年 同文館）

尻屋では「ワカメ、コンブ、フノリなどの海藻とりがもつとも大きな作業であつた。口あけの日は全員が出て働き、そのとつたものは働いた者の頭数に応じてわけたから、人の多くてる家ほど分配は多くなる。しかし家数には制限があるので、自然家族員をふやすようになる。それにはもらい子をする風習が明治以来盛んになる。津軽や岩手から多く來た。多い家では五、六人もいた家があつた。海藻とりだけにそんなに人をたくさんかかえていたのではかえつて貧乏することになる。そこで村の山の木を伐つてマキにつくり、それを馬につけて田名部に売りに出した。一日の行程として

はつらい道であったが、毎日のようにならう。そして嫁をもつて分家しなければならないところになると、田名部へ小さな家をたてて分家させたものである。田名部の東通からの入口付近の民家のほとんどは東通村から出て来て住みついたものである。」（一三七頁）

（7）【青森県下北郡東通村民俗調査報告 第6集 目名・尻屋・小田野沢】（前出）

「もらしい子はむつ市の一帯や東通村に広く見られた慣習である。戦前までの下北は畜産、山林、農、漁と仕事がいくらでもあつたので、多くは津軽や三戸地方から、小学校へ入る頃の男の子や女の子をもらってきて育てたものである。もらしい子は学校に入れてやり食事なども自分の子と同じようにさせ、子供でもできるような夏の馬の送り迎えなど、女の子だと子守や、炊事の手伝いなどをさせていた。

もらしい子が成長しておとなになると、女の子は嫁に出してやるが、「あそこの家では長年使つても訪問着も持たせない」と言われたくなかったので、親たちは一通りのものはそろえてやつたのもだという。男の子だとおとなになつてから分家させてやつていたが、もらしい子が分家してから親のところに手伝いに行くが、そのときも、もらしい子の子どもも、家の子どもも差別はしなかつた。」（四〇頁）

（8）【東通村史 民俗・民俗芸能編】（一九九七年 東通村）

「モライコをすることことは広く行われてきた。尻屋では、明治中頃より、津軽、上北、三戸方面からモライコをする風が広まつたという。大正二年（一九二二）には九八名、昭和五年（一九三〇）六三名、昭和三一年（一九五七）一八名、昭和五七年（一九八二）には無くなつたと伝えらる。」（四二頁）

(1)から(4)までは戦前の報告書であり、以下は戦後のものであるが、田村浩は、当地での隠居制や分家の制限とともに、この「貰い子」の存在理由を「経済的理由」としていた。田村の調査時（昭和六年六月）の尻屋の人口は、「貰い子」六七人を除くと三六七人、戸数は三三戸であり、一戸あたり平均員数は約一一名であった。このような大規模な世帯構成にもかかわらず「貰い子」を受け入れる理由は、当地の主たる産業である漁撈活動との産物の販売時における各戸の員数割のためであるという。たとえば戦前の「尻屋漁業組合規約」第一七条では、「布海苔ノ販賣ニアリテハ買受船毎ニ本船積入ノ總石敷ニ組合員及家族十五才以上ノ總人員ニ割當テ一人一船ノ出荷高ヲ定メ順次平均シ製品ノ輸出ヲ計リ相場ノ高低ヨリ生スル組合員収入ノ均一ヲ計ルモノトス」と規定された。<sup>[15]</sup>宮本が上記で述べているように、当地では「ワカメ、コンブ、フノリなどの海藻とりがもつとも大きな作業であつた。口あけの日は全員が出て働き、そのとつたものは働いた者の頭数に応じてわけたから、人の多くなる家ほど分配は多くなる。しかしあ数には制限があるので、自然家族員をふやすようになる。それにはもらい子をする風習が明治以来盛んにな」つたのである。

しかし、「貰い子」はだれでもいつでも家族員と同様の漁業権を有していたわけではない。各戸ごとの人数の制限はなかつたようであるが、「尻屋村規約」（昭和一二年改正）や「尻屋村制附則」（昭和六年）には以下のような規定が定められていた。

尻屋村規約

「第一条 本規約ニ於テ尻屋村民ト称スルハ本部落ノ各戸主同家族及ヒ寄留者ヲ謂フ

第二条 前条ノ寄留者トハ正当ナ手続ヲ了シタル寄留者ニシテ男女共二年齢十五才以下ノ者ニシテ本籍地戸籍吏ノ証明セル謄本又ハ抄本ヲ持參シ到達ノ日ヨリ起算シテ三十日ヲ経過セル者ヲ認ム」

尻屋村制附則

「第廿四条 養子ノ意味ヲ以テスル同居寄留人ハ寄留届出後一ヶ月ヲ経過セザレバ家族ト同等ノ漁業権ヲ得ザルモノトス

第廿五条 前条ノ同居寄留人ニシテ組合員ノ家族ト同等ノ漁業権ヲ容認スベキ資格ト各戸ノ都合ニヨリ男女ノ性及其ノ人数ヲ制限セザルコト、但シ年令ハ十五才未満トス」<sup>(15)</sup>

これらの規定からは、年齢が一五歳以下であり、寄留届出後一ヶ月を経過した者が、性別を問わず家族員と同様に漁撈活動に参加できるものとしている。但しコンブと鮑については男子に限定されている。<sup>(17)</sup>そのため盛田が上記で指摘しているように、男子の「貰い子」が女子に比すれば多かつたようである。これらの規定は漁業権の次元での同一性を語っているが、「貰い子」と他の者との間に全く区別がなかつたわけではない。例えば、田村や盛田が指摘する如く、同集落の男子は十五才になると年齢集団である「三餘会」に入会するが、その会長や副会長には「貰い子」はなれなかつた。これは集落のレベルでの「貰い子」の差異化であるが、家内的領域においてはどうであつたのであろうか。この点については「貰い子」が当該家族に転入し、そこで成長し、やがて当該家を離脱して

いく過程での扱いをそれぞれみていく必要があろう。

「貰い子」が貰われてくる年齢は既述のように七、八歳である場合が多かった。「貰い子」の実家がどのような状態であったのかは定かでないが、「津軽、三戸、上北郡の農村部落の比較的生計の豊かななるもの」（馬場）や「貧しい家の者」（田村）、「実家に何等か不幸なる事情のある者」（堀）が多いようである。彼らは仲介者によつて連れてこられ、世話料として一定の金額が支払われいたことは前述の通りである。その後の養育に関しては、「実子と同じように待遇してゐる」（堀）、「義務教育を終えない者に対しては部落の学校に就学させ、また卒業後には補習教育をも授けてゐる」（田村）、「家に於ける生活も奴僕の生活ではなく立派に家族たるの待遇をうけて居る」（中川）、「実子に於けると同様に養育せられ、同様に家庭の雑用に従わせしめられた」（馬場）、「全く実子同様に育て、教育を受けさせ、一五才になれば家族同様漁業上の労働に従事」している（盛田）、「学校に入れてやり食事なども自分の子と同じようにさせ、子供でもできるような夏の馬の送り迎えなど、女の子だと子守や、炊事の手伝いなどをさせていた」（東通村民俗調査報告）などとされている。これらの説明からは一貫して実子と同じように養育したことが強調されていよう。

このことは「貰い子」が当該家から出ていく場合についても言えよう。すなわち「此等の同居寄留者は徵兵検査後二、三年たてば夫々実家に帰るのであって、その際には相当支度させて帰すことになる」（堀）、「かり子が該家族を離れる場合には、かり子自身の財産は勿論相当の資産を分与される」（盛田）、「嫁をもらつて分家しなければならないころになると、田名部へ小さな家をたてて分家させたものである」（宮本）という。これらは当時の次三男の場合とさほど変わらないであろう。しかも、このような強調はこれらの報告書だけでなく、前節での目名

の事例のなかでも聞かれたことである。しかし、ここで強調したいことは、こういった実子と同様の扱いをしていたことを強調していることの意味である。既述のように、仲介者への世話料の支払いは、近代法的な見地からは「貰い子」が人身売買的色彩を帯びていることを意味しているであろう。その一方での「実子同様の扱い」の強調は、この人身売買的色彩、非人道的な扱いの否定を意図しているのであろうか。さらに、前述の目名集落での「貰い子」であることを隠そうとするような説明も、「貰い子」を否定的に捉えていることになるのであろうか。この点に関しては上記の報告書、特に（1）～（6）の報告書に焦点を絞って考えたい。

これらの場合の「実子同様の扱い」は直ちに近代家族での親子関係を想定しているわけではなかろう。盛田稔は「貰い子」は「実子同様に養育され」ていたとしつつも、「家族の構成員は労働力としてのみ意味を有し、従つて逆に労働力の所有者であれば、傍系親たると貰子たるとを問わず喜んで歓迎させられた。此の意味ではかり子は勿論、傍系親、妻子に至る迄父長制奴隸的存在にすぎなかつた」と述べていた。<sup>(19)(18)</sup> 盛田の「奴隸的存在」としての「貰い子」の規定は、川島武宜による「ナンキンコゾウ」（山形県飛島）の「奴隸制養子」しての分析に照應するものである。当地の「貰い子」が「奴隸的存在」や「奴隸制養子」であるか否かは留保するとしても、「実子同様に養育され」たことは、労働力としての「貰い子」と矛盾するものではなかつた。家族が労働組織であるとすると、実子であろうと奉公人や「貰い子」であろうと同じ扱いになる。かつて柳田国男は以下のように述べていた。

「奉公人の地位は前にも述べた通り、決して外国の奴隸売買の話などから想像するような悲觀的なものではなかつた。ただ労力の指揮権をその内の主人がもつていてるというだけであつて、自分の生まれた家で家長たる父や

兄の命令に服して働くかねばならぬ事と大した差違はなかつた。だから何かの事情で家計が困難におち入つた者は、いとも無造作に子女を売つたものである。……つまり、身売りということは、わが国においては久しい間、労力融通の平穏なる一組織になつてゐるのである。<sup>(20)</sup>』

すなわち、当地での「貰い子」が単なる奉公人か子かという二者択一はここでは意味をなさない。旧来のコンブやフノリの採取等が家族総出で行われていたことからすれば、当該家族は労働組織であり、その構成員はいずれも労働力となるので、「貰い子」であつても実子であつてもその待遇は変わらないであろう。構成員に含まれる者の範囲については、「家の者は働く者、働く者は家の者と考えられ」（中川）、「血縁のあるなしにかかわらず、一つの屋根の下に雨露をしのぎ、一つのカマドの食を分け、同じ田畠に汗水を流して、苦樂を共にするものは、すべて一種の家族としてそれぞれの地位を占めていたわけである」<sup>(21)</sup>。こういった家や家族の構成員性の問題は、家族に占める血縁関係の比重を相対化していくことになろう。相対化された血縁関係のなかでの親子関係は、「生みの親子」の関係には限定されない。さらにはこれを基本的形態として、他を擬制的な形態とすることもなく、メタレベルでのオヤコ関係の設定をも想定することができよう。しかし、ここでは柳田國男が述べているような一般的なオヤコ関係を想定する前提として、青森県や岩手県での「名子」と「貰い子」の共通項を抽出し、彼（女）らを含むする家族の性質とその家族が存する集落構造の一端を考察しよう。

### 三 「貰い子」と「名子」・「住込み奉公人」—おわりにかえて—

前述の『青森県農地改革史』では、「貰い子」は青森県の社会構造の三類型と関連せしめて論じられている。<sup>(21)</sup> での三類型とは「南部型」・「下北型」・「津軽型」であり、「南部型」はいわゆる「同族制村落」に該当し、「津軽型」は家と家のヨコの関係を重視する「組的部落結合」を特色とする。これらに対して、「下北型」村落は「寄り合い」やそこで選任された「部落総代人」のもとに統率されているが、そこでの家や家族が「強力な部落共同経済にうら<sup>(22)</sup>すけされた部落共同態の一環として」位置づけられ、「各単位家族は部落によってその存立を規定されている」点に特色がある。そして、「名子」・「貰い子」・「借子」はこの三類型に対応しているという。すなわち、これらは農業經營における「チープ・レーバラー」であり、名子は「全く家族的原理によつてやがては「カマド」（分家）になるところに労働の對價を求める、「借子」はいわば季節的農業労働者的な労働契約の上にその對價を米或いは現金によつてまかなわれる<sup>(23)</sup>。これらに對して「貰い子」は「名子」と「借子」の中間に位置するものであり、「着せて、くわせて、小使いを貰う」がしかしかマドになることはその中の少數であつてやがては成年に達する頃は多く主家を去る」と述べられている。

分家分立を予定しているとしても、その「名子」が家の構成員であるかどうかについては、有賀喜左衛門以来の議論を振り返る必要がろう。ここは有賀・喜多野論争をはじめとする議論を整理する場ではないし、またすでに多くの先学によつてそれはなされてきている。しかし、本稿での論述をまとめるにあたつては、最小限の「名子」と「貰い子」の比較をなすことはやはり必要であろう。ただ有賀がしばしば引用する岩手県石神での斎藤家の「名

子」は「非親族の召使を分家させたもの」であるので、〔貰い子〕と比較されるべきは分家以前の「非親族の召使」、あるいは「住込み奉公人」ということになろう。<sup>(24)</sup>

「住込み奉公人」（以下奉公人と記す）が家の構成員であるかどうかについて、有賀は家の構成員を成員の生活保障を目標とした管理的機能を担う嫡系成員とそうではない傍系成員に区分し、後者について次のように述べている。「近親傍系成員はその家の出生であったから、出生の時から分家財産を貰うことが慣習によつて大概は予定されていた（もし分家が可能であるならば）。養子による傍系成員は養子の時に多くはそれが予定された。この二例に比べると、召使に許される分家の決定はややおくれたとしても、結局は同じ性質の資格が許されたことになる」。<sup>(25)</sup>こうして召使＝奉公人は近親傍系成員である次二男と同じく家という生活共同体の一員とされるのである。

このような住込み奉公人を「貰い子」と比較すると、以下の点の異同が見られる。まず、異なる点であるが、当該家に転入する契機があげられよう。「貰い子」は世話料を支払う仲介者によつてもたらされるが、奉公人はその父親からの依頼による場合が多い。移入後の扱いは概ね同じで、それぞれが家長の指示のもとで家業に従事し、基本的な衣食住は家長によつてまかなわれていた。転出時の財産分与と転出後の待遇については少し異なる。石神・齊藤家の奉公人は畠や住宅地などを分与され、その後も「名子」として大家（齊藤家）の世話のもとで生活していく。「貰い子」の場合の財産分与の額については不明な部分が多いが、上記の事例3・4では宅地と家屋の分与を受けている。しかし、他の事例ではそのような分与はなかつたし、上記の報告書でもその部分については抽象的な記述に終わっている場合が多い。さらに転出後の当該家とのツキアイとなると、集落内に婚出する者もいたであろうが、実家に戻るような場合はさほど頻繁なものでないと言えよう。当該家の者が「貰い子」のその後を

知つていたとしても、その地理的な遠さもあり、有賀が指摘している大家と「名子」ほどの緊密なツキアイはないであろう。

このように見てくると、転入前と転出後は異なる部分が目立つが、同居期間中は「貰い子」と奉公人はさほど異なつてはいなかない。【貰い子】も奉公人も、その転入前と転出後の状況はそれぞれに相応している。実家が貧しかった「貰い子」が実家に戻ることは、十数年間の養育期間を貰つた家にゆだねたにすぎず、あらかじめ親からの委託や約束に伴う慣習があつた奉公人の場合は、それに沿うよう分家することになる。これに対しても注目したいのは同居期間中である。既述のように「実子同様」の扱いは、有賀のいう近親傍系成員と同じ扱いということになる。この期間は双方とも当該家の労働力であり、その家の存立に寄与したことになる。そうであればここでの家の構成員になる経緯、契機の異同は傍系成員としての地位や機能にはさほど影響を与えていないことになるのか。

しかし、再度有賀の言うところ聞いてみると、「召使に許される分家の決定はややおくれた」とし、次三男による「別家」と奉公人による「分家名子」の区別はなされている。この区別は何に由来するのであろうか。有賀の家論ではこの点はしばしば無視されてきているどころか、前述のように「間引き」や「捨て子」と奉公人との連続性は論じられても、それらの差異は微細なものとされているようである。しかし、血縁関係者とそうでない者との間では明らかに区別されており、おうおうにしてなにがしかの血縁関係者への優遇をもたらしていることは間違いない。つまり血縁関係は有賀の家論においても無視されているわけではない。ただ、家を「生活共同体」や労働組織として捉える次元では、構成員間の血縁関係は関与してこず、嫡系成員と傍系成員の区分が家の基本構造とな

る。しかし、そうであっても家内での血縁関係の有無は否定できないであろう。その有無による差異が生活共同体・労働組織としての家や家族においては覆い隠されているにすぎない。従つてこの側面が消失していくと、その観点からの成員の組織化ができなくなり、生物学的な血縁関係が表面化する可能性が生じる。

柳田国男の言うように、「人の家族の大きいなる團結、もしくはその分解の停止には特別の理由があつた。それがなくなれば夫婦親子の小さなかたまりに、復つて行くのは自然であつた」<sup>(27)</sup>し、「子孫妻娘というような自然の愛情で繋がるものと、その他の家族との間の分け隔てのできるのもむ得なかつた」<sup>(28)</sup>。そうなると、「特別な理由」や別の要因が導入されない限りは血縁と非血縁の差異が肥大化し、核家族の趨勢とともに、血縁関係の優越化がもたらされる。まさに近代家族は非親族＝非血縁者を排除した家族であった。<sup>(29)</sup>従つて、「貰い子」も奉公人も共に非血縁者に包摂され、両者の区分は無視されるに等しいものとなる。それらによるオヤコ関係は実親子関係とは差別化され、せいぜい擬制的な親子関係に含まれるにすぎない。このことが上記報告書のなかでの「この雇人とも養子ともつかない身内の様な他人の様なものがこの尻屋の所謂「養子わらし」の中に窺はれる」（中川）、あるいは「單なる雇庸労働者でもないし、又所謂民法上の養子ではない。その待遇の面に於いて殆んど血族的親近感をもつてゐる点などよりして一種の擬制的親子関係と目すべきではなかろうか」（盛田）との指摘となつてゐるのである。

「貰い子」も奉公人も生活共同体としての家の観点からはその構成員性が確認されているが、前述の中川や盛田の言うような曖昧な構成員性が表現されるのは、その背後の家族觀が近代家族的な色彩を帯びているからであろう。ここに実態として「貰い子」や「貰い子」をおいている家族と、それを記述する調査者の思い描く家族との差異が表れている<sup>(30)</sup>。この差異を端的に表現した語彙が「実子同様」である。「実子同様」に養育したとの記述は、調査者

にとつては「貴い子」を近代家族にできるだけ包含していこうという視点を示しているが、それが実親子関係とは異なる故に、その構成員性が曖昧になる。しかし、実態としての「貴い子」や「貴い子」を置く家族の場合は、そういった家族觀は希薄になりがちである。そもそも血縁と非血縁を区別するほどの労働力の余裕は当該家族にはなかつたのである。この点は「貴い子」も奉公人も、そして「実子」も労働力たり得てゐる限りは同様である。

従つて、「貴い子」を家族のなかでどう位置づけるかは、家族をどう捉えるかに依拠している。何度も言及したように、家族が生活共同体や労働組織としての家と同義であるとすれば、「貴い子」はその一員となりえる余地は大きい。その場合「貴い子」という、夫婦関係や実親子関係（血縁関係）以外を契機とする構成員の介入は、当該集落で公認された婚姻儀礼や出産儀礼などを経ていないう�もあり、当該家族にインフォーマルな次元での外からの回路を設けることになろう。本稿ではほとんど言及しなかつたが、内婚率の高い集落でのこのような各家族への回路が、「寄り合い」や部落会、年齢集団としての「三餘会」や「目名青年会」等による各家族への関与を強化することを可能にしたとも言える。各家族が集落外への回路を有していることは、「寄り合い」等による集落への求心的な統制との均衡を保つことになる。このことがさらにこれらの集落でもみられる強力な統制や詳細な規約（部落会規約等）を生み出すことを可能とし、「下北型」と呼ばれる社会構造を構築していくのではなかろうか。すなわち、強力な集落統制によつて「劣悪な条件下にある生産資源は、個々に散らすことなく一つにとりまとめ、貧しくも均等に配分されることによって、はじめて人々の生活を支えることができた」のであるが、そのような集落内での閉鎖的状況に、外からの「貴い子」の移入はいくばくかの開放性をもたらすことになつたのである。そういうつたインフォーマルな次元での開放性が、「部落会」等の公式的な次元での統制や閉鎖性を担保してい

たのではなかろへか。

- (1) 比較家族史学『事典・家族』(一九九六 弘文堂) 二〇〇頁
- (2) D·M·Schneider, *American Kinship* (2nd 1980 The University of Chicago Press), p.21ff., ハサナイダーによれば、アメリカの親族における二つの異なるカタカリーは「身体構成要素 natural substance」と「行為規範としての関係」と二つの要素から成り立っている。これらの要素は世界を構成してくること、アメリカ文化が想定している二つの主要な秩序の特別な例である。その主要な秩序とは自然の秩序 the order of nature・法の秩序 the order of law から成り立つ。<sup>29</sup>
- (3) 朝ベジ・Sandra Barnford, 'Conceiving relatedness: non-substantial relations among the Kamea of Papua New Guinea in the *Journal of the Royal Anthropological Institute* vol.10 no.2 (2004) p.287 ff
- Janet Carsten (ed.), *Cultures of Relatedness* (2000 Cambridge University Press)
- Peter P. Schweitzer (ed.), *Dividends of Kinship* (2000 Routledge) 550°
- (4) Marilyn Strathern, *Reproducing the Future* (1992 Manchester University Press), p.31 ff
- Janet Carsten, 'Assisted Reproduction' in *After Kinship* (2004 Cambridge University Press), p.163 ff
- (5) 有賀喜左衛門「捨子の誼」〔第一版〕有賀喜左衛門著作集 四 民俗学・社会学 (1900年 未来社) 二二四頁
- (6) 有賀喜左衛門前掲書 三四七頁
- (7) 有賀喜左衛門「棄兒を通じて見たる関東地方の生活の今昔」〔第一版〕有賀喜左衛門著作集 四 民俗学・社会学 (1900年 未来社) 三六〇頁
- (8) 宮本常一「私の日本地図 下北半島」(昭和四一年 同文館) 一四七頁
- (9) 馬場進八「部落慣行並に制度—下北半島諸部落の社会調査資料—」戸田貞二他編「家族と村落 第一輯」(昭和一七年 日光書院) 一七七頁
- (10) 宮本常一「補遺 めぐら子聞書」「宮本常一著作集 8」(昭和四四年 未来社) 一六九頁
- (11) 「青森県農地改革史」(農地委員會青森懇議會 昭和一七年) 二二六頁

- (12) 目名集落については拙稿「親族・慣習的行為・村落一下北村落とオヤグマキの法社会学」、「札幌法学」八卷一号（一九九六）を参照。また目名でのユーピシオヤ・ムスコ関係については拙稿「下北村落におけるオヤコ慣行」「法的慣行」としての民俗語彙とその用法変化」下森定編集代表「現代民事法学の構想—内山尚三先生追悼」（平成一六年 信山社）参照
- (13) 「東通村史 歴史編Ⅱ」（東通村教育委員会 平成一一年）三三七頁
- (14) 竹内利美「下北の村落社会」（未来社 一九六八年）二三二四頁 「目名部落の姓別戸数と居住地」の（註）
- (15) 田村浩「農漁村共産體の研究」（前出）七三頁
- (16) 川篤辨三「尻屋留書」（平成一七年 北の街社）一二三頁、一三三頁
- (17) 堀経夫他「青森県尻屋部落経済制度一般」（昭和六年 仙臺財團法人斎藤報恩會學術研究總務部出版）三三頁
- (18) 盛田稔「青森県尻屋部落における特殊慣行について」（昭和二九年 青森県農業研究所報告二）二五頁
- (19) 川島武宣「日本封建制のアジア的性質—奴隸制の一形態としての養子」、「川島武宣著作集 第十卷 家族および家族法」（岩波書店 一九八三年）二三頁以下
- (20) 柳田国男「家閑談」、「柳田国男全集 12」（ちくま文庫 平成二年）四七一頁
- (21) 柳田国男前掲書 四六九頁
- (22) 「オヤコは縦の関係すなわち族長族人の間柄、イトコはヨコの関係すなわち族人どしの縁故を意味していた」柳田国男前掲書 三三〇頁
- (23) 「青森県農地改革史」（前出）三三一～三三三頁
- (24) 有賀喜左衛門「家」（昭和四七年 至文堂）一〇七頁
- (25) 有賀喜左衛門「家と奉公人」（第二版 有賀喜左衛門著作集 XII）（未来社 二〇〇一年）三三五頁
- (26) 有賀喜左衛門「家」（前出）一一二頁
- (27) 柳田国男前掲書 三七三頁
- (28) 柳田国男前掲書 三六二頁 「これら引用文中の「自然」という言葉が意味する内容については非常に興味深いが、稿を改めたい。
- (29) 岩本通弥によれば、「近代家族最大の構造的変化は、看過されがちであるが、イエから非親族が姿を消した点で、今の「家」族は生みの親子だけの閉鎖的で、関係性の濃密化した組織体となつていて。」岩本通弥「民俗学からみた新生殖技術とオヤコ」太田素

子・森謙二編 「いのち」と家族」（早稲田大学出版部 二〇〇六年）九六頁。

落合恵美子は近代家族の特徴として以下の八点をあげていた。

- 「1. 家内領域と公共領域との分離 2. 家族構成員相互の強い情緒的絆 3. 子供中心主義 4. 男は公共領域・女は家内の領域という性別分業 5. 家族の集団性の強化 6. 社交の衰退とプライバシーの成立 7. 非親族の排除 8. 核家族」落合恵美子  
『近代家族の曲がり角』（角川書店 平成二二年）一一页

これらのうち7の「非親族」に「非血縁者」が含まれると解釈すると、3や8からは実親子関係と夫婦関係を中心とした家族像が浮かび上がってくる。

(30) 「尻屋より尻勞に通じる安部越は下北難所の一つと言われ、普通は船で往復し殊に冬は殆ど誰も通らない……尻屋のある家で養子にした男の子供が安部越附近で遊んでゐて見えなくなつた。神がくしにあつたと言うので村中大騒ぎになり、探して回ると安部越のひばの林の中から子供の泣き声が聞こえて來た。然し恐ろしくて誰も行く人がいなかつた。これは養子だからで、眞當の子供であつたら親は行つたろう。この附近では養子或いは借り子と言つて上北、三戸地方より七、八歳の子供を貰ひ、寄留させて、二十一、二歳まで働かせる習慣がある。」山口弥一郎「東北の村々」（恒春閣書房 一九四三）一九一頁。この「養子だからで、眞當の子供であつたら親は行つたろう」という記述は、筆者（山口弥一郎）の家族観によるところが大きいと思われる。

(31) 竹内によれば、昭和三〇年代の内婚率は目名では約四〇パーセント、尻屋では約七五パーセントである（竹内利美前掲書 一二三一頁、四九九頁）。

(32) 竹内利美前掲書 五五六頁

\*本稿は平成一八年度（二〇〇〇年度）科学研究費補助金（基盤研究C 課題番号一八五三〇〇一二 研究課題「下北地方における法と共同性」）による研究成果の一部である。